

令和4年度第2回バリアフリー吹田市民会議 議事録

開催日時:令和4年10月7日(金)午前10時00分~午後0時00分

開催場所:対面にて開催

出席者:バリアフリー吹田市民会議委員

栗田智代委員、宇都雪人委員、岸下富盛委員、波那本豊委員、福西義信委員、細田捷代委員、石本健二委員、渡部恵介委員

(欠席)柴田昌彦委員、長井敬二委員、西岡弘子委員、黒葛原富士子委員

(1)公園みどり室 陣門総括参事、小原参事、亀川主幹、白井主査

中央図書館 林野館長、江坂図書館 林館長

グリーンホスピタルサプライ(株)

(株)タモツコーポレーション

(2)公園みどり室 横井参事、尾崎主幹

文化スポーツ推進室 西田参事、關主幹

事務局:福祉部障がい福祉室 長尾主幹、三浦主査、西本主任

傍聴者:1名

会議次第:1 開会

(1)委員紹介

(2)市職員紹介

2 案件説明・討論

(1)「桃山公園、江坂公園及び吹田市立江坂図書館の魅力向上事業について」

(2)いずみの園公園及び文化会館の点字ブロック敷設ルートについて

【(1)担当室課説明】

会 長:ただいま、桃山公園、江坂公園及び吹田市立江坂図書館の魅力向上事業について御説明がりましたが、何か意見や質問があれば、お願いをしたいと思います。どなたからでも結構です。ございますか。ではお願いいたします。

A委員:丁寧な説明ありがとうございました。まず二つの公園の質問に入る前に、吹田市内の公園に、バリカーは何ヶ所設置されているのですか。私が調査した上ではほとんどにバリカーがあって、なかなか公園の中に入れないのです。車椅子の人は。それと、この二つの江坂公園と桃山公園の主要駅から入る入口ですね。入口にバリカーはあるのですか、ないのですか。二つの公園ともすいませんが行ったことないので、ちょっと聞きたいです。

担当室課:吹田市内の公園の中にはバリカーがどれだけ設置されているかにつきましては、ちょっと今は詳細な資料がないです。

A委員:多分ほとんどです。

担当室課:主要な駅への出入口にバリカーはございます。少し狭まった、寸法がとられていないよう

な所もありますので、そこは解消して、距離を 1 メーター程度、幅を確保する改修を計画しております。

A 委員: せっかくですからね、やはりバリアフリーに対応した公園になるのですから、やはりまず一番動線となる駅から、その一番主要の入口ですね。そこは誰もが入りやすい入口にして欲しいですね。それと、今いろいろと説明を受けたのですが、いろんな法律は適合しているみたいで、基準はクリアしていると言っていましたけど、まず、バリアフリー法の基準は適合しているのですよね。これらの公園は。それと、大阪府の福祉のまちづくり条例。これも必ず適合していると思うのですけどね。その中のいろんなトイレの入口の有効幅ですね。これをちょっと今お聞きしたのですけど、大阪府の福祉のまちづくり条例 80 センチは最低基準なのです。これを基準にしていたらまちづくり条例は適合しているのです。だけど今の考えでいったら、車椅子も見てもらったらわかるように、幅が 80 センチを超えるものもあります。この入口がまず、トイレに行きたくても入口から入れなかったらもう何もできないということなのです。80 センチ以上としていますけど、これは具体的に何センチと決まっているのですか。

担当室課: 御意見ありがとうございます。まず前提として、福祉のまちづくり条例、または法律に即した設計をしております。トイレの詳細な間口について御説明をさせていただきます。桃山公園について、新たに設置する身障者用のトイレの方につきましては、出入口の有効幅で 85 センチという形にしております。江坂公園の方につきましては今と同じ幅で 90 センチです。

A 委員: 前回もこの会議でちょっと質問させてもらったのですが、最低 1 メートルは要ると思うのです。このように、B 委員の車椅子を見てもらったら分かるように、物を積んでいたり、袋をかけていたらなかなか入りづらいです。常時私たちも介助者をつけているわけでないし、1 人で行く時もありますから。それと、この入口ですけど、ドアは何ですか。押しボタンとか、開き戸や引き戸とかありますよね。

担当室課: 桃山公園は引き戸になります。江坂公園も引き戸です。

A 委員: 桃山公園も引き戸ですか。

担当室課: はい。江坂公園、桃山公園ともに引き戸です。

C 委員: 開かないのです。介護者がいるときは開けてもらえるのですけど、一人で行って開かないときは諦めて帰るしかないです。

会 長: C 委員がおっしゃるように、引き戸だと開けるのに力を必要とするということですよ。スムーズな開閉が確保できないということですよ。

C 委員: 入ることができて、閉めることができて、出れない場合もあります。

A 委員: このあたりもちょっと検討していただきたいです。それとですね、2 番目の大型遊具。やはり障がいのある人もない人も、誰もが、小さいお子さんでも利用できるように、インクルーシブデザインに配慮しておりますということですが、これを具体的に言ったらインクルーシブ遊具のことですか。インクルーシブ遊具とは誰もが利用できるということですが。

担当室課:一部インクルーシブ遊具を採用しています。既製品の組み合わせではなくて、メインの方などは完全にオリジナルの設計で作っています。その中にインクルーシブデザインの考えに配慮した、例えば先ほど御説明した、デッキのすれ違い幅を2メートル以上確保するものもありますし、メインの遊具の周りに、インクルーシブ遊具を一部設置させていただきま

す。

A委員:これは障がいのある子供さんも、ない子供さんも同じように利用できるということですか。

担当室課:はい。

A委員:わかりました。それと総合案内板。3番目の。QRコードを活用した積極的な情報発信はいいのですが、視覚障がいや、情報保障の観点から、点字案内板とかそういうものを設置する計画はないのでしょうか。

担当室課:総合案内の点字ですか。点字はあります。

A委員:わかりました。それは5月新しくできた法律である、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法にもある程度沿ったかたちで、聴覚や視覚障がいの人に対応した、ソフト面のバリアフリーということも考えて計画されているのでしょうか。

担当室課:申し訳ありません。5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法については勉強不足でしたので、戻りましたら内容を確認します。

A委員:案内板に点字を付けるのかだけ教えてください。

担当室課:点字は付けます。

A委員:付けていただくのはありがたいです。そこまで行くための点字ブロックの敷設はどうするのですか。

担当室課:桃山公園の方は公園入口の方と、バリアフリーの駐車場の方からトイレ入口のところまでです。トイレ入口の壁に点字の案内板があり、こちらまでの敷設はあります。

A委員:後でまたメイシアターの件もあるので、その時にも質問させていただきますが、この点字案内板まで点字ブロックの敷設はルートに沿って、案内板まで行けるようになっているのですか。

担当室課:はい。案内板までの敷設、そこからトイレまで、という形になっています。

A委員:わかりました。

担当室課:江坂公園につきましては、案内板の前にあるだけです。

A委員:すみません、最後にもう1点、図書館についてです。この図書館の平米数が狭くて、大阪府のまちづくり条例のエレベーターを付ける対象になるか分らないのですが、なぜエレベーターをつけないのですか。ここのデッキスペースについてです。

担当室課:中二階のスペースは、車椅子の方が昇降していただくレールがついた昇降椅子を設置させていただき、指定管理者スタッフの方が対応します。

D委員:それはバリアフリーに入りませんよ。バリアフリーの移動に関して、椅子型の移動装置はバリアフリー装置ではないので、それを設置するのであれば、エレベーターの設置をしてもらわないと。

会 長:今は中二階の閲覧席に上がるルートのことをおっしゃっているのかと思うのですが、今の市内の公共施設にも昇降機があることはあるのですが、私たちの印象としては、どうしてもエレベーターをつけることができない施設だから、一時的に昇降機をつけている、という印象を持っておりました。実際に、D 委員がおっしゃったように、本当に障がいのある方が、その場所に行って閲覧するためには、本来でしたらエレベーターが望ましいのかなと思います。これはエレベーターを作るのが難しいような条件があったのでしょうか。いかがでしょうか。

担当室課:はい。現状にある施設でございますので、エレベーターを作るにはピットを作ったりしますが、荷重が変わってきます。今の図書館の荷重や構造的なものの条件を変えない中での改修というのが絶対条件でございました。中二階の席の、今の荷重条件を変えない形で、閲覧スペースの人数や広さだけの荷重の計算の中で、作り出した閲覧スペースとなります。

会 長:一番最初の御説明で、図書館に関しては、今の建物を利用した、内部の改修工事に当たるといことなので、御説明のあった荷重だとか様々な条件で、今回エレベーターつけるのが難しかったという理解でよろしいでしょうか。

担当室課:はい。

D 委員:では、私の中二階で移動するときに、その昇降機の椅子に乗り換えます。その際、この車椅子はどうしていただけるのですか。

担当室課:我々が考えているのは、車いすは下に置いていただいて、上で使える車椅子で移動していただく方法です。

D 委員:では、私が見える車椅子とはどのような車椅子でしょうか。

担当室課:一般的な車椅子で考えております。

D 委員:そういうことしか考えてないため、それはバリアフリーではないということなのです。私はそういう車椅子は使えません。

A 委員:もう少し障がい特性とか、その障がい者個々の理解をして欲しいですね。障がいのある、車椅子を利用している人の全部が全部、他の一般の車椅子に乗り換えられるかということ、全部が全部は乗り換えられないのです。特に D 委員や B 委員の場合は、見てもわかるように。

D 委員:せめて、何かスロープを用意するであるとか、スロープで移動する方法や、車椅子ごと移動できるような手段がないかということ、もう少し考えていただきたいなと思います。

会 長:今ちょうど車椅子のことで、障がい特性について触れられたのですが、先ほど A 委員がちょっとおっしゃった、案内板の点字化のことについて、QRコードを活用し、情報発信に努めるというふうに書いていただいています。点字化は確かに視覚障がいの方にとっては、イコール点字と思われがちですがけれども、なかなか全ての視覚障がいの方が点字を読めるかという決してそうではなく、今朝NHKのニュースの中では視覚障がいの方が外出するにあたっての一番の情報は音だとおっしゃっていました。もちろん点字を利用

されている視覚障がい者の方がいらっしゃるのはいらっしゃるのですが、100%ではないということで、ぜひこのQRコードについては、読み取った時に、例えば音声による案内ができるだとか、もしくは、QRコードの活用にかかわらず、点字板の近くにそういった音声で案内ができるような方法を考えていただくのがいいのかなというふうに思います。いつも視覚障がいの方からお聞きするのは、「公共施設だとか、駅等にある点字板を触ってみてください、とても触れないような状態です。」と。例えば汚れであったりとか、形状で触りにくいものがあったり、先ほど A 委員がおっしゃったように、そもそも点字板にたどり着けないこともあるということをお聞きました。音声だと、いろんな方にとっても有効な手段だと思いますので、一度御検討いただけたらと思います。

A 委員: よろしくをお願いします。

会 長: 他に何か、御意見、御感想でも結構です。ございませんでしょうか。お願いします。

D 委員: この桃山公園と江坂公園は、全く違う公園の特性を持っていると思うのです。桃山公園はやはり緑、自然を楽しむ公園で、江坂公園というのは都市型の公園で、そこで休憩などをすることもあると思うのです。その中で、まず桃山公園。今の桃山公園は、正面のメインゲートの一番小さい入口から桃山公園の駅を上がって入って行きますが、そこからでは入れないのです。裏口のマンションからぐるりと回って、細い道を回らないと入れないということがあるのですが、今回は、御堂筋線に沿っているところに駐車場ができたり、事業者が入るようになっており、ここがメインの入口ということになっているということで判断しています。ではそこまでの点字案内は完全にできているということですね。桃山台駅から降りて、桃山公園の正面入口までの点字ブロックの案内はできている、と。

担当室課: 御指摘の件について、杓子定規な回答をするつもりはないのですが、我々は公園内の整備が管轄です。道路については大阪府と吹田市にまたがる管轄ですので、今いただいた御意見を、所管室課に確認をさせていただきたいと思います。

D 委員: 公園に入れば、先ほどお伝えしたような案内板があって、そこに音声案内を入れていただきたい。できるだけというか、必ずですね。

担当室課: そうですね。

D 委員: 桃山公園に関しては、今の池の円周について、今のそのままの状態であるということですかね。砂利道があって。

担当室課: D 委員の御指摘の件は、委員に限らずやはり市民の方々から、大体毎月 30 件ぐらい、いろいろな御要望や厳しい御指導をいただいている中の一つであり、今の園路が、デコボコであることや、雨が降った次の日は水たまりがずっとある、というのは言われております。音声案内等もそうなのですが、予算もあり、なかなか一遍に整備するのは正直難しいです。そのため、パークセンターのあるべき姿の一つとして、実施事業で出た収益から公園に還元していくという中で行えるかと。あとは、我々は建てるのがメインなのではなくて、7 月から実際に指定管理業務をやらせていただいております、草むしりであるとか、いわゆる清掃とか、あるいは側溝に詰まったごみを取るとか、吹田市には多くの公園があるため、

手が届かなかったところも、きめ細かに対応させていただいておりますが、まだ舗装まではできていないです。しかし、これは課題だということは認識しておりますので、今後の指定管理、運営の中で、少しずつでも、皆さんが円滑に移動できるようにはしていきたいと考えています。ただ、いつやるのか、どうやるのか、という回答までは、すみませんが今日は明確には持ち合わせておりません。

D 委員：南千里公園でもそうなのです。南千里公園にレストランができました。できたのですが、入口から入るときに砂利があって入れないのです。それでここでレストランができましたということで、売りとして出すのですがそこに行くまでに、そんな砂利道の道路で良いのか。その横の園路に関しては、きれいに整備がされているのに、実際の中の通路に関しては、そのような整備ができてない。レストランができましたと言っても、あそこを例にとると、スロープ自体が非常に狭く、しかも、上に上がるとカウンターになっていて、そこに人が座っていったらもう私たちは入れないのです。そういう設計の仕方ではバリアフリーができました、車椅子の人でも入れます、というような宣伝をしているのですが、それは私たちにとって、入れるような状態ではないのです。そういうことを南千里公園のバードツリーの悪事例を勉強していただきたい。どういうレストランが出来上がるかわからないですけれどね。しっかりとその辺の通路幅などは、いわゆる最低限ではなくて、余裕を持った通路幅にしてもらうようお願いしたいと思います。あと江坂公園の方の、ユニバーサル遊具についてなのですが、これはイメージ図がありましたよね。可愛らしい。ここで、車椅子の人がスロープを上がって乗っているということで、ユニバーサル遊具であると認識しております。これはどこのメーカーの遊具を使われますか。

会 長：どこの遊具メーカーさんですか。

担当室課：中村製作所さんです。メジャーなメーカーではないかもしれませんが、非常にきめ細かな設計を一緒にやってくれる会社さんで行います。

D 委員：はい。あとは、だからその辺でね、ここに上がるときに、長いスロープであったりすると、途中で休憩できないことがあるので、長いスロープになるのであればしっかりと踊り場を作るということも考えていただきたいと思います。遊具に関してユニバーサル遊具はツリーだけでしょうか。ブランコであるとかは。

担当室課：そうですね。江坂公園はわんぱく広場とちびっこ広場という二つのゾーンに分かれております。今回の対象となっているのは、わんぱく広場。いわゆる木製遊具のエリアを改修するという条件が出ておりましたので、我々としてはここの改修を行います。ちびっこ広場の方にブランコ等がありますが、そちらの方は今回更新をおこないません。ただし、先ほど申し上げたように、わんぱく広場にメインの遊具ができますが、その周りにふわふわボール等の遊べるようなものを配置いたします。

D 委員：はい。せっかくですから、その二つをインクルーシブ公園のように、しっかりと遊具を揃えてやってもらいたいです。東京の豊島公園のようにしてもらえると、吹田市も変わったというようになっていくのではないかと思います。どんどんと先進的な遊具を使っていった

だきたいと思います。

会 長:他に何かございませんでしょうか。どうぞ。

A委員:最後なのですが、今ちょっと資料を見たのですが、予めこのように詳細な平面図ができていますよね。この中で、私たちが要望した、トイレの入口の幅等は変更可能ですか。

担当室課:結論から申しますと、変更は難しいです。ただ、先ほど江坂公園のトイレの入口の幅は90センチと申し上げましたが、いわゆる皆さんに使っていただくトイレの幅は95センチとなります。

A委員:前日も言わせてもらったのですが、こんな風に図面ができてから吹田市バリアフリー市民会議にかけても何も意味がないですよ。まして変更不可と言われるなら。1度阪急の淡路駅1階の改札口にある多機能トイレを見学してもらったら分かります。あれは何回も私たちが阪急と話し合いを重ね、最初は阪急もトイレの入口は、福祉のまちづくり条例に適合した80センチとか90センチぐらいの図面を持ってきました。しかし、これでは入れないということで最終的には110センチにしてもらったのです。自動ドアの音声案内付きです。こんな図面が出来てから、私たち当事者の意見を聞きましたと、どこで聞いたのですか。変更ができないのなら意味がないです。もういいです。

会 長:毎回この会議で出た御意見の蓄積が、吹田市の方でしていただいているということを以前聞いたことがあるのですが、せっかくこういう場で出た貴重な御意見は、やはりそれぞれの計画が固まる前に活かしていただく方法を考えていただけたらと思います。せっかくこういう皆さんからいただいた意見ですので、これはちょっと丁寧に扱っていただきたいというふうに思います。ただいま御説明いただきました、江坂公園並びに桃山公園について、他に何か御意見ございませんでしょうか。どうぞ。

C委員:先ほど今までの木製遊具は撤去だと聞きましたが、木製ではなくて鋼鉄などになるのですか。

会 長:材質についてですか。

C委員:せっかく木のぬくもりを子供たちが感じられる機会なので、できれば木製にしていきたいと思います

担当室課:確かに今現在、江坂公園の遊具は木製なのですが、やはり木製がゆえにメリットとデメリットがありまして、どうしてもやはり長期にわたりますと、メンテナンスが非常に難しい面が出てきています。実際ですね、今の江坂公園の遊具もシロアリが入ってきているということで、やはり安全性と子供たちに楽しく安全に過ごしていただくということで、時代の流れもあり今回は木製ではありません。ただ、色については今回緑色をメインに使っており、冒頭申し上げた、江坂公園らしさというところで、先ほど委員から都会というワードもあったのですが、駅に近い都会にありながらも、江坂公園は緑が豊かですので、そこにカラーで調和できるような配慮というのを考えた設計をしました。

会 長:ありがとうございます。他、こちらの案件についていかがでしょうか。よろしいですか。では、桃山公園、江坂公園及び吹田市立江坂図書館の魅力向上事業については、一旦以上と

させていただきます。次の案件に移らせていただきますので事務局より御紹介をお願いいたします。

事務局：それでは二つ目の案件に移らせていただきます。続いては、いずみの園公園及び文化会館の点字ブロック敷設ルートについての案件となります。それではこれより議事の進行をまた会長にお願いしたいと思います。

【(2)担当室課説明】

会 長：ただいま、いずみの園公園及び文化会館の点字ブロックを敷設することについて説明がございましたけれども、皆様の方から何かご意見、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。

A委員：私は当事者じゃないですから具体的な話ではないのですが、1点だけ言えることは、視覚障がいのある人もない人も同じような動線、最短の動線を確保して欲しいっていうことですね。それと、必ずインターフォンまでつなげるようお願いしたいです。インターフォンに下りる階段にも点字ブロックを敷設して欲しいって視覚障がいの人から要望があるんです。吹田市の計画としてはどこに敷設する計画ですか。

担当室課：それを検討するために、今回ご意見を伺いたく、この会議の開催を依頼させていただいています。

D委員：今回この議題としては、点字ブロックの敷設変更ということですけど、視覚障がい者の方に聞くと、これまでまっすぐ行けたルートが急に変わってしまったことで、メイシアターがどこにあるかわからないというような、混乱したルートになってしまった。そのため、これを戻す形として、やっぱり横断歩道を渡って、その真正面の点字ブロックがあると思いますが、そのバリカーをまっすぐ行って、キッチンカーが出ているので、キッチンカーにも行けるように、その前を通りながら、今度はキッチンカーの前を通ったら右折して、下り階段と、正面の大階段を正面に見るっていう形になります。大階段と下り階段の正面の境目まで案内するということにして、そこに案内板とインターフォンと、音声案内等を設置していただくと非常にわかりやすいと思います。左に行くと、大階段があります、右に行くと、1階の下り階段ですと。視覚障がいのほとんどの方が右手で白杖を持たれているので、左手で手すりを持って、1階に降りて行けるようなルートを作るのが理想的なルートになるかと思います。そこの正面に案内したら、左手に大階段があるという音声案内を入れると、右手で手すりを持って大階段にも上がっていけるっていうことはできるんです。

会 長：入館方法として、2方向あるので、1階に降りてメイシアターに入館する方法と、今おっしゃった大階段を登っていく方法があるので、おっしゃるようにまずそのルートが二つあることを何かの形でお示しした方がいいということですね。

D委員：しかも今までの大階段を横切るという事もなくなるので危険性もない。

担当室課：右手で杖を持って、左手でてすりを持つ前提でいくと、上りと下りの両方のルート

に点字がいるということでしょうか。

D 委員:本来は手すりも持ちにくいので、できるだけ丸型の手すりをお願いしたい。また正面に案内として警告ブロックを置いて音声案内を置いて、下におりる方も、上がる人も案内もできる。それは、個人でどちらか選択っていうことができるってことです。

担当室課:右手に白杖持って、左手で手すりを持って上ることを前提とするなら正面から大階段を上る際に大階段を横切る必要が出てくるのではないかと思います。それは問題ないのでしょうか。

A 委員:D 委員が説明してるのは新たに大階段の上りに新しく左手で持てる手すりを付けて欲しいということなんです。

会 長:駅の階段でホームに上がる階段にある手すりのようなイメージですね。ああいうイメージで新しく敷設がもし可能なのであれば白杖は右でもって、左で手すりが持てるようなところに、新たに手すりをつけてもらえないのか、その方がいいんじゃないかというそういうことですね。

A 委員:今、大階段の右側に手すりがあると思いますが、そのちょっと左側に手すりを新設できないかということです。そしたら、降りるときも安全ですし、上がる時も必然的に安全ですよ。

会 長:今は階段の両端にしか手すりがありませんけど、かなり広い階段なので、細いルートでいいので、駅などにあるような、上り下りみたいな形でちょっとルートを用意してもらえたら、上がる方も右手で白杖、左で手すりが持てるということです。なおかつ大階段の下に音声ガイドがあれば、右には下り階段がございます、左には上り階段がありますと。そこから下り階段で館内に入ってそのままエレベーターで上がれる方も実際おいでなのでそこは本人さんにこういう選択があるということ、何かお示しができたらってことです。

A 委員:それは下りの階段のときも同じですよ。同じように案内をできるように。

D 委員:できれば今、バリカーが5つほどポンポンと建っていると思いますが、一番正面のバリカーは広くするために撤去してもらって、まっすぐ進んで行って、キッチンカーを横に見るっていう形です。大階段と、下り階段の中央にまっすぐ、また進んでいくと。

会 長:今は主に障がいのある方の話ですけども、実際高齢の方でもね、やっぱり手すりを必要とする場面が多いので、増えることに関しては、賛成の方も多いのではないかなというふうに思いますけど、どうですか。

E 委員:その方が良くと思いますね。2 m くらいの間隔で両方通れるようにというのが良いのではないのでしょうか。

D 委員:この音声案内とか設置は可能なのでしょうか。

A 委員:屋根もつけなかったら雨風も入りますが。

担当室課: 電気とかが何もきていないので、配線もひくとなると大規模な工事になる可能性もありますし、予算的にもすぐに御用意できるということにはならないので、どういったことができるかというのを検討することになると思います。階段の手すりも、今ある所から少し距離を開けたところに新たに設置するとのことですが、そちらも上に置いて設置完了とはならないので、工事としては少し大掛かりなことも想定されます。

A委員: 工事としては、あそこの下りる階段は文化スポーツ推進室の担当ですか。

担当室課: 建物のほうなので文化スポーツ推進室所管です。建築部局にも確認する必要がありますが、パッと取り付けられるかというところ少し大規模かなという印象があります。

担当室課: 技術的には可能だと思いますが、予算も含めてすぐにお答えはできないので今日は御意見をお伺いさせていただければと思います。

会長: メイシアターは市の大きな施設ですので、きちんとそういった対策がされたと言えればアピール度も大きいと思いますし、是非実現していただきたいというふうに思います。様々な事業だとか講演を実施していることも多い施設ですので、実現できるように、いろんな部署への検討も必要なのかもわからないですけどもそこは何とか御努力をいただいて、実現していただけたらというふうに思います。

D委員: 公園内の点字ブロックに関しては、まっすぐに行って、キッチンカーを横切るってというような点字ブロックの敷設の仕方をしてもらえれば、直接の変更に関しては、まずは良いのではないかと考えています。

A委員: これはD委員の意見ではなく、視覚障がい当事者からD委員の方に委任されて今発言いただいています。

担当室課: 2点ほど伺いたいことがありまして、以前からお話をお伺いさせていただいている中で、公園ですので放課後とかに子ども達がボール遊びをしたり鬼ごっこをしたりして遊んでいる中で、点字ブロックが横切る形になることについてどういう風に注意を払う必要があるのか。メイシアターの所管として、直接公園を所管する立場ではないんですけど、お客様の御意見としてこの公園で遊ぶことができ良かったという声もいただいている中で、ボール遊び等やはり危険を伴うのでは苦情としての要因にもなるものなので、そこに道を通すことに対してどのように捉えたらいいのかなと心配しているところです。

担当室課: 本日欠席されている視覚障がい委員と事前に連絡させていただいている内容があるのでお伝えしたいと思います。委員からは「メイシアターは過去に行ったことがあるので、何となくわかるのですが、現状がどうなっているかまで詳しいことは、よくわからないところがあります。ただ、現在のルートについては、障害物があるならその遠回りすることも仕方ないのですが、すごい遠回りをさせられている感じはします。」とのことで、現状広場があって、障害物があるわけではないですよってことはお伝えしています。また、「実際に外回りすることで、何回も曲がるルートに

なることで方向感覚を失いやすいので、極力最短コースでいきたい。」広場を横切ることについては、子供の遊び場なので、リスクなどの不安はないですかという問いに対して、「そういうことはあるけど、視覚障がい者が点字ブロックのうえを歩いていると、子供たちはやっぱり気をつけてくれるので、意外と避けてはくれますよ」とのことでした。「視覚障がい者であっても、見え方に違いがあるのです。ぼやっと見えているので、点字ブロックについては色のはっきりしている、識別しやすいものにして欲しい。」「公園には関係ないところなのですが、メイシアター前の横断歩道については、道幅が狭い道路ではあるのですが、道路幅が広くなるようであれば、エスコートゾーンを今後積極的に採用して欲しい」とのことでした。聞き取り内容は以上です。以上を踏まえて、先ほどの公園内の広場を横切るというルートについて、意外と子どもも気づいて避けてくれるのでそんなに不安はないって話をされていたのですが、実際にはやっぱりその子どもによってもいろいろあって、場合によっては鬼ごっこしてぶつかってしまう、ボールがぶつかってしまうというときに、あそこはやはり都市公園なので、ボール遊びはやめてください、鬼ごっこしないでくださいとかにはしたくないという流れがある中で、気をつけましょうぐらいの看板は上げられるとは思っているのですが、そのことによって、遊べないものにはならないようにしたいので、その辺の理解はいただきたいなと思います。

会 長:一般のメイシアター利用者の方もメイシアターの会場で、イベントなり、講演会が終わったら、大階段から降りてこられて、ほとんどの方が阪急吹田駅の方に向かって歩いていらっしゃる方も多くおられますので、今は視覚障がいの方の話が中心でお聞きはしたのですが、やはり公園を横切って通路として使っていらっしゃる方は一定おられるので、その方々と同じように視覚障がいの方がルートを確保するということについては問題ないのかなと思います。また、公園を利用している側、子供も含めてですけど、そちらは通行者にやっぱり一定の配慮をしていただくような、先ほど看板とおっしゃられていたのですが、そういう注意喚起程度のもので、私はいいのではないかなと思うのですが、これは一個人の意見ですけども、皆さんはその辺はどのようにお考えですか。

A委員:私も会長と同じように、やっぱり視覚障がいの人だけじゃなくて高齢者とか、普通の障がいのない人でもあっても、ボールが飛んできたりしたら危険性があるわけじゃないですか。その中でそんな点字ブロックをそこに敷設するからって視覚障がいの人だけを排除するわけにいかないし、そこは配慮として点字ブロックは点字ブロックとして、最短の動線に敷設していただくのが当たり前の考えだと思うのですが。

D委員:視覚障がいの方が、公園で遊ぶっていうことも考えられるのです。その公園の中に通路があると公園のどのあたりにいるかっていうことが確認できるのです。視覚障がいの方にとって、いわゆる目印ですよ。そういうメリットもあるのです。

ボール遊びして危ないのではないかということになると、視覚障がい者の方は、ボール遊びができないかっていうことになるのでは。

担当室課: 質問させていただいている意図としては、むしろ視覚障がい者のために、ボール遊び禁止だとか、鬼ごっこ禁止とかにしないで大丈夫なのではないかということが心配なのです。要は、言ってみたら、そこに点字ブロックを引くということは視覚障がい者の方はここを通過してくださいと、市の方から提示することになるので、そういった所に公園なので当然ボール遊びしています、鬼ごっこもしていますというのを、市として危険性の有る無しをどう判断したら良いのかなど。どちらにも御不便をかけたくない。子供たちにも遊んでもらいたい。けれども市が道を作っているのに、ボール遊びも許可して良いものなのかというのが気になっています。やはり、普通に歩いている方でも、子供がボール遊びしているのはけしからん、やめろというお声があったりもするのです。しかし、市は公園として作っています、外に安全な道がありますので、ちゃんと安全な道というには道路を通過していただければいいのかなど。最短距離を通りたい方がそうやって通っていらっしゃるので、そこは実は公園なので、子供の公園、ボール遊び禁止というのは違いますと申し上げているのです。しかし、点字ブロックを敷設してしまうと、市として視覚障がい者の方にここを通過してくださいという形になるのに、ボール遊びもして良いと思っていますという両方を提示することになってしまいますのでそのあたりのバランスが難しいなど。どこまでの配慮が必要なのかなという所を当事者の方からのお話を頂きながら判断したいなど。

A委員: いくみの園公園だけじゃなくて、他の公園でもそういうことは起こりえると思うのです。点字ブロックの敷設と、公園で遊ぶ件、危険性ってもう少し分けて考えてもらった方がいいのではないかと思うのですが、それはやはりどっちかを優先して、あそこで遊んだらあかんよとかそういうのは絶対駄目だと思う。

会長: お互いが譲り合うというか、おっしゃったように、ボール遊び禁止とかではなくてどこの公園でも、きっとボール遊びオクケーでも、やっぱり周りの方に気をつけて遊びましょうで、その一言で私はいいのではないかと思うのですけど。ボール遊びオクケーだからって何でもしていいではなく、そこは一定子供たちも、理解もできるような文面にもしてくださっていると思いますので、ここも、そういう運用でいいのではないかなと思うのです。点字ブロックを遠回りにすることでF委員の御意見でもお聞きしましたが、「遠回りさせられている」という印象をやっぱり持ってらっしゃるっていうのはよろしくないことかなと思います。お互いが一定譲り合って、共存するというか、ともに使う広場であったり、ある時は通路であったりとかいう、そういう考え方でいいのではないかなと思うのですけどね。

担当室課: ありがとうございます。一定スタンスも持ちながら、子供たちに禁止という形にはしたくないので、皆様のご意見をお聞きしたうえで、それは当然いいよという

所をお聞きしながら、市としてはなるべく皆さんが通りやすい道を通れるようにしながら、子供たちも遊べるという所で、そこはお互い譲り合って、いいですねっというところで合意形成をとれたら所管としてもありがたいなと思います。

A委員:それが、これからは当然でしょうね。

担当室課:ボール遊びを何でさせるのかという御意見もどうしてもあるので。もしボール遊び禁止にしまうと、せっかく広くなったのという御意見も当然あると思いますので、そこは譲り合いと出来たら一番ありがたいと思います。

D委員:道路の点字ブロックが、誘導ブロックとして敷設されているのと一緒になんです。自転車で通れるから、点字ブロックは禁止かとなってきます。そこら辺は、お互い責任を持ってということになっていくと思います。

担当室課:僕らの方では、公園管理者になるわけですので、当然、先ほどおっしゃっていたように、自己責任で譲り合ってという流れになってくださるのが一番ありがたいのですが、実際そういう人ばかりではない中で、やはり管理者責任というものを、常に背負いながら管理しているので、その辺は十分に検討した中でルートについては考えていきたいと思います。

担当室課:下に下りる階段について。今でしたら下りるルートとしては右手に手すりを持ってという形のルートしかないのですが、大階段と同様に御提案があったのは左側の手すりを持つ方がルートとしてはわかりやすいということなので、右手側に手すりをつけたらどうかという提案だったのかと思うのですが、市の管理者として言わせていただくと、ここに手すりをつけているのにも理由があって、倉庫があったり他のルートが続いていたりとかがあって、今のルートの中々変更しにくいと思っているので、例えば今ある手すりの左手に何かしらの手すりをつけたりして1階のインターフォンに繋がったりとか、そのあたりは建物の構造と、予算を考えながらにはなりますが、いい方法を考えていきたいと思います。

D委員:階段自体の点字ブロックはどこについていますか?中央にありますか?右側ですかね?

担当室課:右側に手すり点字ブロックがあったかと思います。左側には倉庫とか左に抜けていく通路があるので、右側に誘導していると思います。

A委員:右側でも結構ですが、確実に音声案内にたどり着けるように案内してもらえれば。

担当室課:上り階段同様に、右に手すりがあるところの少し離れたところに左手で持てるように独立した手すりがあった方が良くということですね。

A委員:可能ですか?

担当室課:工事のことなので建設部局にも確認しないと、ここでやりますという回答はできません。

D委員:要は平行棒型のものになるのですよね。

担当室課:そういうものの設置が可能かどうかをこれから検討させていただいて、そこがかな

り高額になるようでしたら予算的な問題も出てくるのかと思います。階段を全部やりかえるとなると、かなりの額になるので予算化できるかどうか。素人考えですが、基礎の部分も必要になるかと思しますので、外の大階段にしても階段のやり替えとなり、大規模になろうかと思しますので、そこはまた建築の担当とどういったことができるのかを検討していきたいと思ひます。

A委員:やはり先ほどの本日欠席されている視覚障がい委員の貴重な意見を踏まえて敷設していただけるようお願いしたい。何で視覚障がい者だけ遠回りさせられるのか。そこで委員本人が差別を感じているのです。

会 長:貴重な意見色々ありがとうございます。予算的なこと、技術的なことはあろうかと思ひますが、こういった意見があったということは重く受けとめていただきたいというふうに思っております。それでは本日の令和4年度第2回バリアフリー吹田市民会議を終了させていただきます。皆様長時間どうもありがとうございました。